

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省保険局保険課

1. 改正の趣旨

- 医療保険の高額療養費（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 115 条第 1 項、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 83 条第 1 項、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 57 条の 2 第 1 項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 84 条第 1 項に規定する高額療養費をいう。以下同じ。）の支給要件、支給額その他支給に関して必要な事項については、それぞれ政令において定められ、その一部についてはそれぞれの省令に委任されている。
- 今般、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025 について」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）等に基づき行われた、社会保障審議会医療保険部会及び同部会の下に設置された「高額療養費制度の在り方に関する専門委員会」における議論を踏まえ、健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）等の一部を改正する予定である（以下、当該政令を改正する「健康保険法施行令等の一部を改正する省令案」を「一部改正省令」という。）。
- 一部改正省令の施行に伴い、健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）、船員保険法施行規則（昭和 15 年厚生省令第 5 号）、国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号）等について、必要な改正を行うもの。

2. 改正の概要

- 一部改正省令により、別紙の通り、令和 8 年 8 月から、新たに年間の高額療養費算定基準額（以下「年間上限」という。）を設けること等に伴い、必要な読替えや申請手続の方法を定めるほか、所要の規定の整備を行う。

3. 根拠条項

- 一部改正省令による改正前の健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 43 条第 12 項及び一部改正省令により新設予定の年間上限に係る規定
- 一部改正省令による改正前の船員保険法施行令（昭和 28 年政令第 240 号）第 10 条第 12 項及び一部改正省令により新設予定の年間上限に係る規定
- 一部改正省令による改正前の国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 29 条の 4 第 9 項及び一部改正省令により新設予定の年間上限に係る規定
- 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）第 16 条第 8 項及び一部改正省令により新設予定の年間上限に係る規定

等

4. 施行期日等

- 公布日：令和8年7月（予定）
- 施行期日：令和8年8月1日

患者負担割合及び高額療養費自己負担限度額（令和8年8月～令和9年7月）

70歳未満	所得区分		負担割合	月単位の上限額（円）		年単位の上限額（円）
	年収換算	健保（標準報酬月額） 国保（旧ただし書き所得）		多数回該当	月単位の上限額（円）	
70歳未満	約1,160万円～	83万円以上	3割 <small>(※1)</small>	270,300 + (医療費 - 901,000) × 1%	<140,100>	1,680,000
	約770万円～約1,160万円	53万円～79万円		179,100 + (医療費 - 597,000) × 1%		
	約370万円～約770万円	28万円～50万円		85,800 + (医療費 - 286,000) × 1%		
	～約370万円	26万円以下		61,500		
		住民税非課税		36,900	<24,600>	290,000

70歳以上	所得区分		負担割合	月単位の上限額（円）		年単位の上限額（円）
	年収換算	健保（標準報酬月額） 国保・後期（課税所得）		外来（個人ごと）	月単位の上限額（円）	
70歳以上	約1,160万円～	83万円以上	3割	270,300 + (医療費 - 901,000) × 1%	<140,100>	1,680,000
	約770万円～約1,160万円	53万円～79万円		179,100 + (医療費 - 597,000) × 1%		
	約370万円～約770万円	28万円～50万円		85,800 + (医療費 - 286,000) × 1%		
	～約370万円	26万円以下 <small>(※2)</small>		22,000 (年間上限216,000)		
		住民税非課税		11,000 (年間上限96,000)	<24,600>	290,000
		住民税非課税（所得が一定以下）		8,000	15,700	180,000

※1 義務教育就学前の者については2割。
 ※2 収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合も含む。
 ※3 旧ただし書き所得の合計額が210万円以下の場合も含む。
 ※4 課税所得が28万円以上かつ年収収入+その他の合計所得金額が200万円以上（寡独世帯の場合は320万円以上）の者については2割。
 ※5 「年収換算 ～約200万円（健保：15万円以下、国保：86万円未満）」区分に該当する者が、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。
 ※6 「年収換算 ～約200万円（健保：15万円以下、国保・後期：28万円未満）」区分に該当する者が、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。